

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和7年11月7日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル金ケ崎店 胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻中の町13番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年6月24日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,822平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 184台
 - イ 出入口 3か所
- (7) 駐輪場の収容台数 29台
- (8) 荷さばき施設の面積 136平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 13.5立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

2 届出年月日 令和7年10月23日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び金ケ崎町役場